

太陽光発電設備等の設置に係る景観計画等の変更（案） に伴うパブリックコメントの実施結果について

草津市内で太陽光発電設備等（集熱利用するものを含む。以下同じ。）を設置する際に、景観計画による重点地区内に設置するものおよび一定規模以上の地上に設置するものについて、景観法に基づく届出対象行為とし、景観に配慮する基準を定めることについて、パブリックコメントを実施いたしましたところ、皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいたご意見とご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 実施期間：平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）まで
2. 提出者数： 1人 【提出方法：窓口一人、郵送一人、メール1人、FAX一人】
3. 意見総数： 4件

4. 意見の概要

意見の要旨	市の対応
○景観形成重点地区での届出対象規模について	
①景観形成重点地区において、建築物については10㎡としているところ、工作物①②は100㎡というのは、バランスを欠くのではないか。	・届出対象規模の面積要件については、従来の建築物および工作物に対する届出の面積要件に合わせる形をとっており、建築物以外の工作物について、太陽光発電設備等のみを著しく規制する形とならないよう設定を行っています。
②工作物①と工作物②について、対象行為の規定を分けるべきではないか。	・重点地区内においては、従来の他の工作物と同様に、高さが5mを超えるものを届出対象としています。 規模の大きい太陽光発電設備等については、ある程度以上の面積が必要となることを含め、高さが5mを超える工作物①のもの、高さが5m以下の工作物②のものなど、今後様々な形態での設置が想定されることから、工作物①と②の届出要件を細かく分けないこととしたものです。

○概要資料のイメージ図について	
<p>①概要資料の工作物①および②の位置・規模のイメージにある「できるだけ多く後退」には道路境界線からの後退が必要であることを明確にする必要はないでしょうか。</p>	<p>・工作物①および工作物②の後退要件等の一部の基準については、従来の他の工作物の基準を併せて準用する形をとっております。</p> <p>工作物①は面積を必要とする施設「汚水または排水を処理する施設等」に対する基準、工作物②は高さを必要とする施設「煙突またはゴミ焼却施設等」に対する基準にそれぞれ準じるものとして、その中で敷地境界線からの後退や道路等からの後退距離等について定めています。</p>
<p>②「目隠し措置」は「位置」の制限でしょうか。（形態意匠の制限か否かは変更命令の対象となる制限か否かに関わるため、重要だと思えます。）</p>	<p>・工作物としての景観形成基準においては、現在の他の工作物も含め、位置や形態意匠等の区分を行っていないため、概要資料では説明用として区分けをしていますが、基準においては工作物内に区分けをしておりませんので、形態意匠の制限にはあたらないものとなります。</p> <p>概要資料の区分表示について、現行基準に合わせ削除いたします。</p>